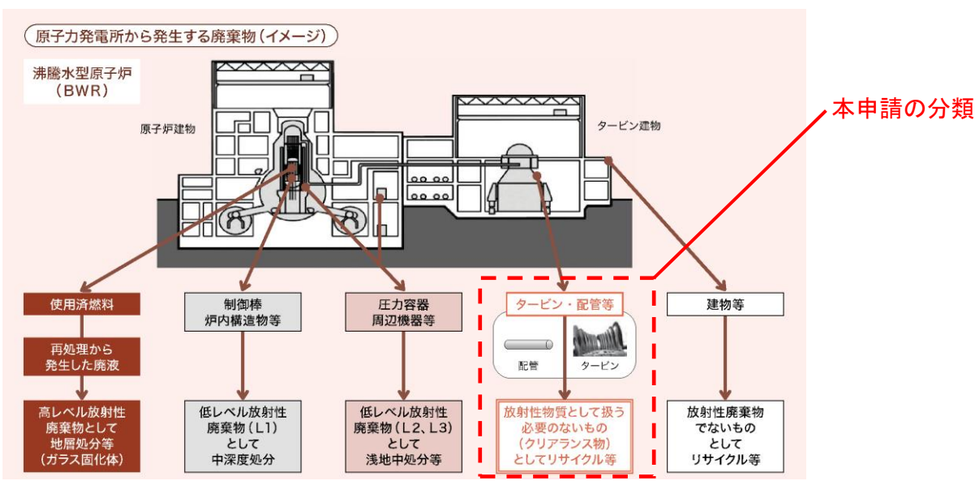
クリアランス制度の概要について

１．原子力発電所で発生する廃棄物の種類

原子力発電所で発生する廃棄物は、放射能濃度のレベルによって、低レベル放射性廃棄物（Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３）、放射性物質として扱う必要のないもの（クリアランス）、放射性廃棄物でないもの（ＮＲ）に分類できます。

《原子力発電所で発生する廃棄物の種類》

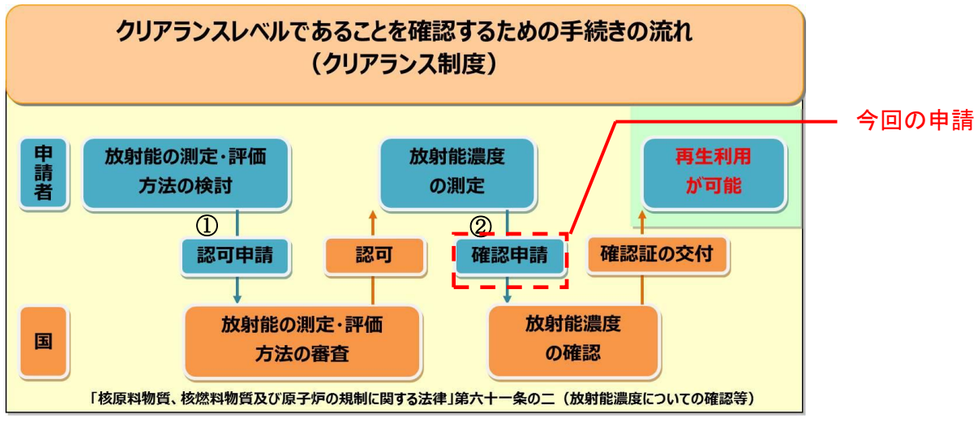


電気事業連合会資料を基に作成

２．クリアランス制度と法令手続き

クリアランス制度は、放射能濃度が低く、人の健康への影響がほとんどない放射性廃棄物を一般の廃棄物として安全かつ合理的に、再利用または処分できる制度で、国が目指す「循環型社会」形成に資することから、2005 年に制度化されました。

同制度を適用するためには、①認可申請（測定・評価方法の設定）、②確認申請（測定・評価結果の確認）の２段階で国の認可・確認を受ける必要があります。



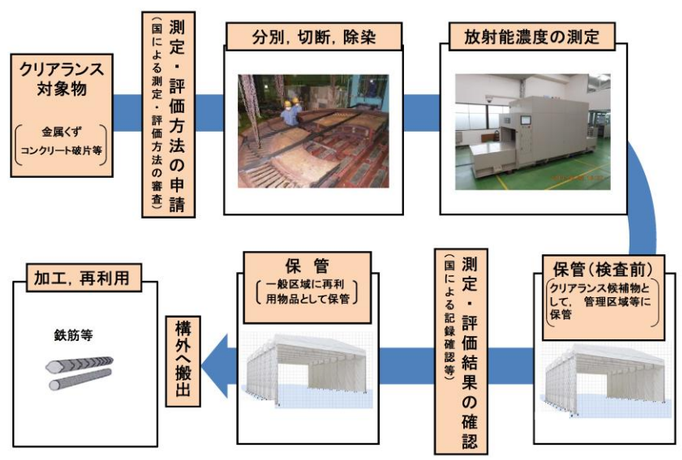
電気事業連合会ホームページを基に作成

３．クリアランス対象物の処理の流れ

対象物を分別、切断および除染し、放射能濃度を測定します。測定・評価結果は国による確認を受け、クリアランスレベル※を下回るものは、一般の廃棄物と同様に再利用または処分します。

※　再利用・処分されたとしても人体への影響が 0.01mSv／年以下

《クリアランス対象物の処理の流れ》



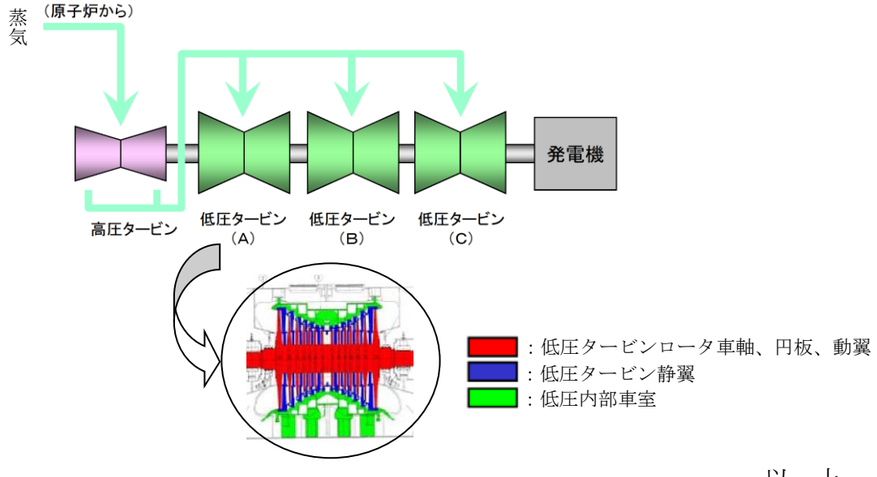
資源エネルギー庁　原子力小委員会の資料を基に作成

４．今回の申請内容

当社は、これまで、運転期間中に取替工事により撤去した島根原子力発電所１、２号機の低圧タービンの静翼および低圧内部車室に係るクリアランス測定・評価方法について認可を受けています。

このうち、1 号機の低圧内部車室について、放射能濃度の測定・評価を終えたことから、このたび、国による放射能濃度の確認を受けるために申請を行うものです。

《蒸気タービン概要図（島根２号機の例）》



以　上